平成２４年（フ）第１９号
宮崎県日南市大字風田3790　みのりの里、住民票上の住所宮崎県串間市大字北方6636番地
債務者　清水　政治
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
富山市西中野町２丁目15番９―203号　日ノ出ハイツ、前住所富山市太郎丸西町１丁目17番地７
債務者　山本　志朗
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　政孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７９８号
福岡市博多区麦野５丁目19―10―203号、住民票上の住所福岡市博多区麦野６丁目17番34―102号
債務者　中島　　愛
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０１号
福岡市南区塩原２丁目10番６―415号
債務者　田島　佐恵
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１１号
福岡市西区姪の浜６丁目２番14号
債務者　久保川敏和
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１６号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目３番１号ライオンズコーポ原町205号
債務者　管　　雅彦
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１９号
福岡県筑紫野市二日市中央４丁目６番１―305号
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２７号
福岡県筑紫野市二日市北２丁目８番１―306号
債務者　小島　詠子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２８号
福岡市西区野方２丁目７番１―104号
債務者　森友　芳裕
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８２９号
福岡市西区野方２丁目７番１―104号
債務者　森友かをる
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４９号
福岡市博多区諸岡４丁目26番１号
債務者　藤田　好江
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５０号
福岡市南区野多目４丁目27番22号
債務者　角　　有貴
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５７号
福岡市早良区田村４丁目16番16―407号
債務者　大野　剛司
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５９号
福岡県春日市桜ヶ丘８丁目54番地
債務者　齋藤　弘子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８６８号
福岡市早良区荒江２丁目９番14―705号
債務者　池内　一廣
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８８７号
福岡市中央区谷２丁目３番５―205号
債務者　西　優美子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１９号
仙台市青葉区高松２丁目21番17号　ベルエア高松Ａ201
債務者　山田　若奈
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係